

令和９年度概算要求について

(単位：百万円)

区 分	令和８年度 予算額	令和９年度 要求・要望額	比較増△減	
			金額	率
皇 室 費 皇室の御活動や皇室用財産の維持管理等に必要な経費など	12,583 (6,808)	7,529	△5,055 (720)	△40.2% (10.6%)
(項)内 廷 費	324	324	—	—
(項)皇 族 費	255	266	11	4.2%
(項)宮 廷 費	12,004 (6,229)	6,939	△5,065 (710)	△42.2% (11.4%)
(組織)宮 内 庁 宮内庁の運営に必要な人件費・事務費など				
(項)宮 内 庁	13,019	13,298	279	2.1%
皇室費・(組織)宮内庁の合計	25,602 (19,828)	20,827	△4,775 (999)	△18.7% (5.0%)

※ 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

※ 令和８年度予算額の括弧内は国際観光旅客税財源を除く。

【主な予算要求事項】

- 1 宮殿長和殿照明器具改修事業 1億6,800万円
- 2 宮内庁重要施設予防保全計画策定事業 6,100万円
- 3 正倉院東西宝庫空調設備更新事業（３か年計画第１年度）
1,800万円
(全体計画額6億2,600万円)
- 4 陵墓総合保全事業 2億4,000万円
- 5 ^{たかやのやまのえのみささぎ}高屋山上 陵 災害復旧整備事業（３か年計画第１年度）
8,600万円
(全体計画額3億3,400万円)

【定員要求】

増員 12人（皇族方の御活動をお支える体制の強化ほか）
減員 △ 6人

宮内庁関係予算の概要 (令和9年度概算要求)

皇室費

75億2千9百万円

(参考)

＜皇室経済法 第3条＞

予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、
宮廷費及び皇族費とする。

(組織) 宮内庁

132億9千8百万円

宮内庁の運営に必要な人件費・事務費など

(項) 内廷費 3億2千4百万円

天皇陛下及び上皇陛下並びに内廷皇族の日常の
費用等（御手元金）。

法律(皇室経済法施行法第7条)による定額。

(参考)

＜皇室経済法 第4条＞

内廷費は、天皇並びに皇后、…皇太子、皇太子妃…
内廷にあるその他の皇族の日常の費用その他内廷諸費
に充てるものとし、別に法律で定める定額を、毎年支
出するものとする。

＜天皇の退位等に関する皇室典範特例法 附則第4
条・第5条＞

(項) 皇族費 2億6千6百万円

皇族としての品位保持の資に充てるため、各宮家
の皇族に対し年額で支出されるもの（御手元金）。

法律(皇室経済法施行法第8条)で定める定額に
基づき算出される額。

(参考)

＜皇室経済法 第6条＞

皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、
年額により毎年支出するもの…とする。

その年額…は、別に法律で定める定額に基いて、これ
を算出する。

(注) 皇族が独立の生計を営む際、皇族の身分を離れ
る際には、別途一時金が支出される。

＜天皇の退位等に関する皇室典範特例法 附則第6条＞

(項) 宮廷費 69億3千9百万円

皇室の御活動や皇室用財産の維持管理等に必要な
経費。

(参考)

＜皇室経済法 第5条＞

宮廷費は、内廷諸費以外の宮廷諸費に充てるものとし、
宮内庁で、これを経理する。

令和9年度宮内庁概算要求の概要

※（ ）は令和8年度予算額

【ポイント】

皇室の円滑な御活動をお支えするため、物価・人件費の高騰や皇室関連施設の適切な維持管理、防災・減災対策等への対応を含め、所要の予算を確保する。
皇室費・（組織）宮内庁の合計：**20,827百万円（25,602百万円(※)）**

※国際観光旅客税財源事業費を含む

1. 皇室関連施設の適切な維持管理、防災・減災対策等の推進

- | | | |
|-----------------------------------|----------|------------|
| （1）宮内庁重要施設予防保全計画策定事業 | 61百万円 | （新規） |
| （2）正倉院東西宝庫空調設備更新事業 | 18百万円 | （新規） |
| （3）陵墓等の防災・老朽化対策の推進
（陵墓総合保全事業等） | 412百万円 | （183百万円） |
| （4）その他皇室関連施設の修繕、防災・減災対策等 | 4,077百万円 | （4,119百万円） |

2. 皇室関連施設における地球温暖化への対策や省エネ化の推進

- | | | |
|---------------------------------------|--------|---------|
| （1）皇室関連施設における地球温暖化への対策 | 54百万円 | （8百万円） |
| （2）宮殿等における省エネ化の推進
（宮殿長和殿照明器具改修事業等） | 269百万円 | （91百万円） |

3. 皇室の伝統・文化の保存継承の推進

- | | | |
|-----------------------------|-------|----------|
| （1）正倉院宝物の保存・調査 | 39百万円 | （42百万円） |
| （2）古文書等のデジタルアーカイブ化・保存・修理の推進 | 96百万円 | （100百万円） |
| （3）皇室の伝統の保存・継承（鴨場、雅楽など） | 37百万円 | （34百万円） |

4. 皇室情報の発信の推進

- | | | |
|-------------------------|--------|----------|
| （1）SNSを使った情報発信の拡充等広報の充実 | 35百万円 | （35百万円） |
| （2）大手休憩所（仮称）の運営 | 232百万円 | （125百万円） |

5. その他御活動環境の整備

- | | | |
|---------------------|--------|----------|
| （1）外国御訪問・国内行幸啓関係 | 458百万円 | （472百万円） |
| （2）医療環境の整備等（宮内庁病院等） | 164百万円 | （144百万円） |